

監査結果に関する措置状況報告書

令和6年度包括外部監査（経済戦略局の事務事業の執行について～経済戦略、観光、産業振興に関する事業を中心に～）

所 管 所 属：経済戦略局

通 知 日：令和7年7月10日

監査結果 No.	頁数	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
意見 1	19	【事務費】 事務費に関するルールの明文化（合規性の視点） 経済戦略局は、事務費に関して、①計上できる事務費の種別や金額、②事務費として計上する際の承認手続などのルールを明確に定めるべきである。	予算編成通知を踏まえながら、一定の事業目的を有する経費については、事務費には含めず、個別の事業として予算計上するなど、一定のルールに基づき適切に予算計上を行っていく。	見解	—
意見 2	20	【事務費】 一定の事業目的を有する経費の予算計上方法（財政規律の視点） 経済戦略局は、一定の事業目的のために支出する経費については、事務費から除外し、個別の予算事業として予算計上するなど、特定の事業のための経費の把握と効果検証ができる体制を整えるべきである。	一定の事業目的を有する経費については、事務費には含めず、個別の事業として予算計上するなど、適切に予算計上を行い、経費の把握と効果検証を行っていく。	見解	—
意見 3	25	【ビジネスパートナー都市等交流事業】 適切な事業目標の設定（3E、PDCAの視点） 経済戦略局は、ビジネスパートナー都市等との商談会や展示会について、目標とする経済効果などを踏まえた参加企業数の目標を設定すべきである。	令和6年6月に当局が行った市内企業実態調査においても88%が海外との事業上の関わりがないと回答しており、現状においては、経済効果ではなく意欲醸成を重視すべき状況であることから、中小企業が国際ビジネス活動を行うにあたり海外展開に向けた意欲喚起に力点を置いた仕様としていた。海外との事業上の関わりが新たに生まれるなど、意欲の高まりが予想される大阪・関西万博開催の令和7年における事業実施状況等情勢の変化に対応し、経済効果を見据えた目標設定の検討なども含めて、今後も適切な目標設定を行う。	見解	—
意見 4	25	【ビジネスパートナー都市等交流事業】 中長期的なモニタリング（3E、PDCAの視点） 経済戦略局は、ビジネスパートナー都市等との商談会や展示会による効果について、短期的な効果だけでなく中長期的な効果もモニタリングすべきである。	本事業による見本市出展後については、フォローアップを行い、その後の継続的な支援について、ジェトロ等の他機関の支援制度を紹介しているところであるが、今後は更に参加企業にモニタリングへの協力を支援条件として付した上で支援後にアンケート・ヒアリングを実施するなど、中長期的効果を把握できるような仕組みづくりを行う。	見解	—

監査結果に関する措置状況報告書

令和 6 年度包括外部監査（経済戦略局の事務事業の執行について～経済戦略、観光、産業振興に関する事業を中心に～）

所 管 所 属：経済戦略局

通 知 日：令和 7 年 7 月10日

監査結果 No.	頁数	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
意見 5	25	【ビジネスパートナー都市等交流事業】 効率的な業務委託の実施（３ E の視点） 経済戦略局は、セミナー開催にかかる業務委託費用が効率的に使われていないことを踏まえ、より効率的な業務委託方法を再考すべきである。	令和 5 年度の本事業については、セミナー開催にかかる費用のみならず、公募型プロポーザルにより選定した事業者の提案に基づくミッション派遣企業の集客を兼ねた仕様となっており、セミナー開催以降も随時連絡を取るなどの業務が含まれているため、本市として費用が過大とは考えていないものの、今後もプロポーザル事業者の提案について、事業内容の精査や費用対効果について協議し、適切に事業を実施していく。	見解	—
意見 6	27	【ビジネスパートナー都市等交流事業】 契約手続の適正化（合规性の視点） 経済戦略局は、公募型プロポーザル方式で 1 者しか応募がされていなかった場合は大阪市公募型プロポーザル方式ガイドラインに従い、令和 6 年度以降も応募可能事業者に事情聴取を適切に行うべきである。	大阪市公募型プロポーザル方式ガイドラインに従い、事情聴取等今後も適切に行っていく。	見解	—
意見 7	27	【ビジネスパートナー都市等交流事業】 契約手続の適正化（合规性、財政規律の視点） 経済戦略局は、ビジネスパートナー都市等交流事業業務委託の受託事業者が一般財団法人大阪国際経済振興センター（又は同センターを含む B P C 交流事業共同体）に固定していることを踏まえ、他の事業者が参画できるような公募内容、方法への抜本的な変更を検討すべきである。	プロポーザルにおいて 1 者しか応募がないことや、海外との事業上の関わりが新たに生まれるなど、意欲の高まりが予想される大阪・関西万博開催の令和 7 年における事業実施状況等を踏まえて、複数事業者が参加しやすくなるよう、事業設計の見直しを検討する。	見解	—
意見 8	28	【ビジネスパートナー都市等交流事業】 ビジネスパートナー都市に関する戦略的計画の立案（３ E の視点） 経済戦略局は、ビジネスパートナー都市の選定や提携、並びに交流活動の展開について、他の大阪市の経済戦略との一貫性を持たせ、戦略的かつ計画的にビジネスパートナー都市との提携や交流を図るべきである。	万博を契機に、様々な国・都市との交流が発生することが予想されることから、ビジネスパートナー都市の選定や提携、並びに交流活動の展開については、それまでの都市間交流を通じて B P C 提携を行うに足る都市であるか否かを戦略的に判断し、他の施策と連携しながら、新たな提携について、検討していく。	見解	—

監査結果に関する措置状況報告書

令和6年度包括外部監査（経済戦略局の事務事業の執行について～経済戦略、観光、産業振興に関する事業を中心に～）

所 管 所 属：経済戦略局

通 知 日：令和7年7月10日

監査結果 No.	頁数	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
指摘1	29	【外国人留学生との連携拡大及び起業支援】 適切な目標の設定（3E、PDCAの視点） 経済戦略局は、留学生等の外国人による起業件数を把握するとともに、目標件数を設定されたい。	本事業は、地域で活躍する国際人材の定着を目的とし、その手法として起業支援のための意識醸成を促す事業を実施してきたが、より「定着」に向けた効果的な手法により本事業を実施することが必要と考え、起業支援の意識醸成ではなく、外国人留学生に将来的な定住先として大阪が選ばれるための事業を実施することとした。具体的には、外国人留学生と地元住民や同世代の学生、大阪で暮らし、働く元留学生などとの交流の場を作り、大阪の魅力を実感していただく事業を新たに立ち上げ、（一財）国際交流センターへの交付金事業として実施するとともに、将来的な定着の意向につながったかを図るため、定着の意向を目標指標として設定した。	措置済	令和7年4月1日
意見9	30	【外国人留学生との連携拡大及び起業支援】 適切な目標の設定（3E、PDCAの視点） 経済戦略局は、より直接的な目標指標の設定を検討すべきである。	本事業は、地域で活躍する国際人材の定着を目的とし、その手法として起業支援のための意識醸成を促す事業を実施してきたが、より「定着」に向けた効果的な手法により本事業を実施することが必要と考え、起業支援の意識醸成ではなく、外国人留学生に将来的な定住先として大阪が選ばれるための事業を実施することとした。具体的には、外国人留学生と地元住民や同世代の学生、大阪で暮らし、働く元留学生などとの交流の場を作り、大阪の魅力を実感していただく事業を新たに立ち上げるとともに、将来的な定着の意向につながったかを図る目標指標を設定した。	見解	—
意見10	30	【外国人留学生との連携拡大及び起業支援】 検証結果を踏まえた適切な手法の再考（PDCAの視点） 経済戦略局は、アンケート結果を踏まえ、「地域への愛着を醸成すること」に限定することなく、幅広い方法で事業目的を達成するよう、事業の目的や手法を検討すべきである。	アンケート結果等の分析の結果、「どれだけ人とのつながりを持てたか」が「定着」に向けての重要な要素と考えるため、外国人留学生と地元住民や同世代の学生、大阪で暮らし、働く元留学生などとの交流の場を持ち、大阪の魅力を実感する事業を新たに立ち上げ、年度内に複数回実施する。	見解	—
意見11	32	【外国人留学生との連携拡大及び起業支援】 適切な効果検証の実施（PDCAの視点） 経済戦略局は、アンケート調査等を毎年適切な内容で実施し、継続的に事業効果の検証を行い事業手法の改善に結び付けるべきである。	本事業再構築後も課題が明らかになるようなアンケートを実施し、アンケート結果を毎年積み重ねた上で、継続的に事業効果の検証を行い、事業手法の改善に結び付ける。	見解	—

監査結果に関する措置状況報告書

令和6年度包括外部監査（経済戦略局の事務事業の執行について～経済戦略、観光、産業振興に関する事業を中心に～）

所 管 所 属：経済戦略局

通 知 日：令和7年7月10日

監査結果 No.	頁数	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
意見12	33	【外国人留学生との連携拡大及び起業支援】 事業実施の必要性の見直し（事業継続性の視点） 経済戦略局は、事業目的にさかのぼった上で、事業手法の妥当性、効果検証の実施方法について見直したうえで、本事業の実施の必要性について再考すべきである。	本事業は、地域で活躍する国際人材の定着を目的とし、その手法として起業支援のための意識醸成を促す事業を実施してきたが、より「定着」に向けた効果的な手法により本事業を実施することが必要と考え、起業支援の意識醸成ではなく、外国人留学生に将来的な定住先として大阪が選ばれるための事業を実施することとした。具体的には、外国人留学生と地元住民や同世代の学生、大阪で暮らし、働く元留学生などとの交流の場を作り、大阪の魅力を実感していただく事業を新たに立ち上げた。	見解	—
指摘2	34	【A T C 輸入住宅促進センター事業】 事業の具体的内容の検討（3 E の視点） 経済戦略局は、現在行われている事業の具体的内容を整理・精査し、今日的な観点から、「環境配慮型住宅・環境配慮型住宅設備機器等の分野」の産業育成・振興を図るという事業目的を達成するために、事業の具体的内容が市民・事業者の目線からみて有用なものとなっているのかを検討されたい。	現在、利用者ヒアリング等を実施し、マッチングの実態や利用者ニーズなどを把握・分析している。その上で、既に取り扱っている国内産設備・機器等の展示の有用性などについて改めて検証し、本事業の有用性向上に資する見直しを実施する。	措置中	(令和8年4月1日)
意見13	35	【A T C 輸入住宅促進センター事業】 事業目的に沿った事業の実施（3 E の視点） 経済戦略局は、大阪市の財源も含めて本事業を運営していることに鑑み、大阪市内の企業に焦点を当てたり、運営協力金に関して大阪市内の企業と差別化することなどにより、大阪市内の産業育成・振興という目的が直接的に実現されるような事業運営を検討すべきである。	市内企業に対するビジネスチャンスの拡大や販路開拓につながる直接的な支援サービスを検討する。	見解	—
意見14	39	【商業魅力向上事業】 商店街共同施設等整備支援事業に対する関与のあり方（P D C A の視点） 経済戦略局は、商店街共同施設等整備支援事業に対する関与のあり方について検討すべきである。	商店街共同施設は、経済戦略局ではなく商店街団体の所有であることから、経済戦略局において具体的な整備計画を立てることはできないが、商店街団体に対し、本支援事業の制度だけでなく、商店街共同施設の維持管理や補修費用の計画的な積立の必要性などについて、引き続き積極的に周知を行う。 また、安全確保の観点から、老朽化した商店街共同施設（主にアーケード）を所有する商店街に関して、令和6年度より道路の管理を管轄する部局などの関係部局と関与のあり方などを検討する場を設け、適正な維持管理や予防措置などに対する市全体としての課題の洗い出し、認識の共有を行った。令和7年度以降も、引き続き課題の解決に向け協議を行っていくこととしている。	見解	—

監査結果に関する措置状況報告書

令和6年度包括外部監査（経済戦略局の事務事業の執行について～経済戦略、観光、産業振興に関する事業を中心に～）

所 管 所 属：経済戦略局

通 知 日：令和7年7月10日

監査結果 No.	頁数	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
意見15	41	【商業魅力向上事業】 大阪商店街にぎわいキャンペーン事業について（3Eの視点） 経済戦略局は、大阪商店街にぎわいキャンペーン事業の実行委員会構成員である大阪市商店会総連盟とともに当該事業に対する評価を行い、今後の事業方針、参加を促す施策について検討すべきである。	本事業は、市内商店街の約6割が加盟している大阪市商店会総連盟と連携することで、多くの商店街の生の声を聞きながら、新しい商店街が参加しやすくなるよう毎年度実施手法を見直す等行っている。 また、実行委員会において、事業参加者アンケートによる効果検証を基に評価を行うとともに、引き続き商店街の意向やニーズなどきめ細かな把握に努め、事業方針や参加を促す施策について検討していく。	見解	—
意見16	42	【商業魅力向上事業】 商業魅力向上事業に関する事業目標設定について（3E、PDCAの視点） 経済戦略局は、「商業魅力向上事業」を構成する各事業の実施結果や、事業実施主体が実行委員会形式の場合の他団体との連携による効果などを総合して、どのような状態になることが期待されるのかという点を踏まえた目標の設定についても必要である。 加えて、令和5年度で事業終了した「商都大阪」活性化推進事業が商店街の活性化に今後どのような効果をもたらしていくのかについて注視しながら、継続事業である「あきない伝導師による商店街強化事業」、「商店街空き店舗マッチング促進事業」について、商店街活性化につながる目標設定となっているか検討すべきである。	「商業魅力向上事業」を構成する各事業の実施結果や他団体との連携による効果等を総合した指標を用いながら事業効果を検証し、活性化の意義を明確にした目標の設定を検討する。 また、「商業魅力向上事業」以外のその他の事業においても、商店街活性化につながる目標設定となっているか検討する。	見解	—
意見17	49	【産業振興施設等管理】 施設の維持管理費用の予算管理（財政規律、情報提供の視点） 経済戦略局は、利用中の施設に係る水道光熱費や修繕費は、工業施設管理（事業番号114）、小売市場施設管理（事業番号115）、商業施設等管理（事業番号116）において予算計上し、施設ごとに管理すべきである。	予算管理上、予算区分別に事業費を計上しており、【工業施設管理】、【小売市場施設管理】、【商業施設等管理】は区長に権限のある予算区分「区シティ・マネージャー自由経費」として、法定点検費など施設の維持管理経費を各施設ごとに個別で計上し、【産業振興施設等管理】には局の予算として、年度ごとに大幅な増減が生じる水道光熱費や建物修繕費、改修工事費などを一括で計上している。 今後は各施設ごとの収支が分かる「資産カルテ」等により管理し、予算編成時に活用することを検討する。	見解	—

監査結果に関する措置状況報告書

令和6年度包括外部監査（経済戦略局の事務事業の執行について～経済戦略、観光、産業振興に関する事業を中心に～）

所 管 所 属：経済戦略局

通 知 日：令和7年7月10日

監査結果 No.	頁数	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
意見18	50	【産業振興施設等管理】 商品化経費の一元管理（財政規律、情報提供の視点） 経済戦略局は、利用中止した施設の商品化経費については、施設の維持に必要な費用（警備費用や土地賃借料等）も含めて一元的に予算管理すべきである。	予算管理上、予算区分別に事業費を計上しており、【工業施設管理】、【小売市場施設管理】、【商業施設等管理】は区長に権限のある予算区分「区シティ・マネージャー自由経費」として、警備費用や土地賃借料など施設の維持管理経費を各施設ごとに個別で計上し、【産業振興施設等管理】には局の予算として、年度ごとに大幅な増減が生じる水道光熱費や建物修繕費、改修工事費などを一括で計上している。 利用中止した施設の商品化の優先順位や方向性に関しては、別途、施設ごとに経費を一元的に管理する資料を作成して管理し、予算編成時に活用することを検討する。 なお、これまで民有地への土地賃借料を計上していた小売市場（2件）のうち、今里小売市場は土地賃貸借契約の合意解除に向けて解体工事を開始しており、もう1件は建物賃借人への建物の売却に向けた交渉を開始している。	見解	—
意見19	51	【工業施設管理】 施設の維持管理費用の予算管理（財政規律、情報提供の視点） 経済戦略局は、工場アパートに係る水道光熱費や建物修繕費を、工業施設管理の予算として計上すべきである。	予算管理上、予算区分別に事業費を計上しており、【工業施設管理】、【小売市場施設管理】、【商業施設等管理】は区長に権限のある予算区分「区シティ・マネージャー自由経費」として、法定点検費など施設の維持管理経費を各施設ごとに個別で計上し、【産業振興施設等管理】には局の予算として、年度ごとに大幅な増減が生じる水道光熱費や建物修繕費、改修工事費などを一括で計上している。 今後は各施設ごとの収支が分かる「資産カルテ」等により管理し、予算編成時に活用することを検討する。	見解	—
意見20	51	【工業施設管理】 施設の老朽化を踏まえた方向性の検討（事業継続性の視点） 経済戦略局は、老朽化が著しい工場アパートについては、建物の安全性等を考慮して当該施設を維持するかどうかを検討し、建物の朽廃を理由に賃借人に建物の明渡を求めることも含めて検討すべきである。	安全性を欠く建物を供用できないのは当然であり、施設の老朽化の状況については引き続き管理していく。 一方、賃借人に明渡を求める場合は立退料等が必要となることから、建物を安全に利用可能な間については、賃料収入及び維持管理経費並びに明渡に要する経費を勘案し、賃借人の減少に合わせて、施設の廃止等を検討する。	見解	—

監査結果に関する措置状況報告書

令和6年度包括外部監査（経済戦略局の事務事業の執行について～経済戦略、観光、産業振興に関する事業を中心に～）

所 管 所 属：経済戦略局

通 知 日：令和7年7月10日

監査結果 No.	頁数	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
意見21	52	【工業施設管理】 各施設の収支管理（財政規律、情報提供の視点） 経済戦略局は、各施設の収支を施設ごとに把握し、市民に情報提供すべきである。	全市的な取組として、一般施設の資産情報の一元化・見える化を進めることを掲げて「資産カルテ」を作成し、施設ごとの収支等の情報をホームページで公表している。 なお、掲載条件に見合わない施設が1施設あるが同様の資料を作成した。資料の公表については、全市的な取組に合わせて行う。 一方、小売市場のうち公表対象となっていない17施設については、土地賃貸料収入が発生するのみであり、支出は発生していないため、収支比較が必要ないことから、作成していないものである。	見解	—
意見22	53	【商業施設等管理】 商業施設の建物修繕費用、設備改修費用の予算一元化（財政規律の視点） 経済戦略局は、産業振興施設等管理（事業番号113）に計上された商業施設の建物修繕費用や設備改修費用は、本事業の予算として計上し、当該施設の機能維持に必要な経費としてその要否を検討すべきである。	予算管理上、予算区分別に事業費を計上しており、【工業施設管理】、【小売市場施設管理】、【商業施設等管理】は区長に権限のある予算区分「区シティ・マネージャー自由経費」として、法定点検費など施設の維持管理経費を各施設ごとに個別で計上し、【産業振興施設等管理】には局の予算として、年度ごとに大幅な増減が生じる水道光熱費や建物修繕費、改修工事費などを一括で計上している。 今後は各施設ごとの収支が分かる「資産カルテ」等により管理し、予算編成時に活用することを検討する。	見解	—
意見23	66	【大阪産業局事業交付金】 交付金事業費に含まれる間接物件費の予算額の明示（PDCA、情報提供の視点） 大阪産業局は、交付金事業費の予算管理のため、間接物件費の予算額の明示について検討すべきである。	令和7年度大阪産業局事業交付金の申請時に間接物件費を明示した収支予算書を提出するとともに、執行管理を行う。	見解	—
意見24	66	【大阪産業局事業交付金】 規則、規程等の見直しの必要性の検討（財政規律の視点） 大阪産業局は、事業者選定方法の実態を把握の上、現状の規則、規程等の見直しの必要性について検討すべきである。	現状の事業実態を踏まえ、契約選定にかかる透明性や、現規則制定時の目的でもある幅広い事業に対応するための柔軟性の確保等を勘案した上で、規則等の見直しの必要性について検討を行う。	見解	—

監査結果に関する措置状況報告書

令和 6 年度包括外部監査（経済戦略局の事務事業の執行について～経済戦略、観光、産業振興に関する事業を中心に～）

所 管 所 属：経済戦略局

通 知 日：令和 7 年 7 月 10 日

監査結果 No.	頁数	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
意見25	68	【大阪産業局事業交付金】 適切な事務手続の確保（財政規律の視点） 大阪産業局は、随意契約の決裁にあたって、随意契約理由を適切に文書化すべきである。 また、大阪産業局では令和 6 年度において決裁文書の記載内容の不備を改善すべく、現状分析し対応している途上にあるが、交付金の対象業務が増加傾向にあり、業務手続きの属人化や特定の人への集中なども懸念されることから、事務手続が適切に行えるよう対応策もあわせて検討すべきである。	決裁手続の適正化を図るため、令和 6 年 8 月から決裁時の不備について起案部署に発生状況をフィードバックするとともに、12 月に決裁作成時のマニュアルを整備し、決裁事務に関わる全職員に研修を実施した。 今後、法人内サイト上に各種規定やマニュアル、雛形等の掲載を進めていく。	見解	—
意見26	68	【大阪産業局事業交付金】 事業目標「支援対象企業の売上高変化 D I 及び損益変化 D I」について（PDCA の視点） 経済戦略局は、大阪産業局交付金事業の具体的な目標設定をする上では、大阪産業局が支援する企業の属性を踏まえた内容とすべきであり、大阪府調査の結果をあらためて分析し、それを基礎とした目標設定が必要と考える。 また、大阪府調査による D I 値はマイナス傾向であることから参考値として捉え、現状の大阪産業局支援企業の D I 値の水準を評価した上で、達成すべき D I 値を独自に探っていくことも検討すべきである。	D I は景気動向を示す指標の一つであり、景気等外部要因の影響を受けやすいため、大阪産業局独自の D I 値の水準を示すことは困難であるが、大阪産業局設立から 5 年が経過し、大阪府調査との差について一定期間の実績を蓄積できたことから、これまでの実績平均値を絶対値とすることで外部要因の要素を平準化できるものと評価しうる。 そこで、令和 7 年度の事業目標については、令和 2 年度から令和 6 年度の 5 年間の大阪府調査との差の実績平均値を絶対値とし、今後の 5 年間平均で絶対値を上回ることを目標とする。	見解	—
意見27	71	【大阪産業局事業交付金】 新たな事業目標について（PDCA の視点） 新規事業創出や事業成長支援事業は中小企業支援施策にとっても重要なものであるため、経済戦略局は大阪産業局とともに交付金の目標として相応しいものをあらためて検討すべきである。	新規事業創出や事業成長支援事業は中小企業支援施策において重要なものであり、「新たなプロジェクトの創出・推進支援件数」を令和 7 年度までの交付金の事業目標に設定し、施策を推進している。 引き続き、大阪産業局とともに令和 8 年度以降の交付金の目標として相応しいものを検討し、施策を推進していく。	見解	—

監査結果に関する措置状況報告書

令和6年度包括外部監査（経済戦略局の事務事業の執行について～経済戦略、観光、産業振興に関する事業を中心に～）

所 管 所 属：経済戦略局

通 知 日：令和7年7月10日

監査結果 No.	頁数	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
意見28	72	【大阪産業局事業交付金】 スタートアップ・エコシステム拠点都市事業のK P Iについて（P D C Aの視点） 経済戦略局及び大阪産業局は、令和5年度末現在未達となっている以下の2つのK P Iについて、目標としての位置付け及び目標設定の具体性について検討すべきである。 「ユニコーン輩出件数」 「ユニコーン輩出件数3件」という目標を設定するにしても、これを達成するためにはどのような効果的な取り組みをすべきかを検討すべきであり、それらの取り組みの進捗管理を行うことが重要である。 よって、経済戦略局及び大阪産業局は、現状、目標として設定されている「ユニコーン輩出件数3件」を上位の目標として捉え、その達成に向けたいくつかの取り組みに関するK P Iを設定するなど、あらためて検討すべきである。 「万博を契機に活躍するスタートアップ輩出件数」 「万博を契機に活躍するスタートアップ企業」が万博の「大阪ヘルステックパビリオン」出展にとどまらず、その後どのような成長を遂げていくのかはさらに重要であり、それぞれの企業の実状に応じた適時適切な支援も必要となると想定される。 よって、経済戦略局及び大阪産業局は万博出展後の具体的な企業支援の体制等について検討すべきである。	これまで、経済戦略局及び大阪産業局では、スタートアップの創出に向けた取組を中心に実施してきたが、今後はユニコーンにつながる企業規模の大きなスタートアップを創出する取組を強化していく必要がある。 こうした状況を踏まえ、成長支援のビジネスモデルが少なく、行政の支援が必要なシード期からアーリー期のスタートアップ支援を強化し、民間企業の支援を受けやすいミドル期以降への成長につなげていく。 目標については、一定規模以上の企業評価額の企業数等、成長したスタートアップの現状が把握しやすいK P Iを設定し、スタートアップの企業規模拡大に向けた取組を実施していくことことを検討している。 さらに、「万博を契機に活躍するスタートアップ企業」については、大阪イノベーションハブにおいて、上記の取組とともに、個別支援を行うなど、出展企業のビジネス化の促進、事業の拡大をめざした支援を行っていく。	見解	—
意見29	73	【大阪産業局事業交付金】 運営方針に係る評価に関する事業費の明確化（情報提供の視点） 現状、大阪市が施策を推進するにあたり必要と認めて設置したO I H及びT E Q Sに係るそれぞれの賃料41百万円及び83百万円は、「イノベーション創出事務費」として予算化されているものの、経済戦略局の「運営方針に係る評価」においてアウトカム指標の達成に係る事業予算として集計されていない。 よって、経済戦略局は、市民へのより有用な情報提供に努めるべく、運営方針に係る評価に関する事業費の範囲について検討すべきである。	O I H及びT E Q Sそれぞれの賃料41百万円及び83百万円について、運営方針に係る評価に関する事業費の範囲に含める。	見解	—

監査結果に関する措置状況報告書

令和6年度包括外部監査（経済戦略局の事務事業の執行について～経済戦略、観光、産業振興に関する事業を中心に～）

所 管 所 属：経済戦略局

通 知 日：令和7年7月10日

監査結果 No.	頁数	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
意見30	75	【大阪産業創造館施設管理運営】 貸室の稼働率の目標設定のあり方及び施設用途の検討について（3 Eの視点） 経済戦略局は、大阪産業創造館のすべての貸室等について一律に目標を定めることはせず、部屋の用途にあった施設稼働率を目標とすることも検討すべきである。 特に、パソコン実習室稼働率が低迷していることを踏まえ、現状の用途が利用者ニーズに合っているかを検証し、今後の活用方法についてもあわせて検討すべきである。	パソコン実習室については、稼働率が低迷していることを踏まえ、用途を研修室に変更する方向で進める。 また、大阪産業創造館全体の施設稼働率の目標については、用途変更により達成できる状況にある。 引き続き、部屋の用途にあった施設稼働率の設定も含め、相応しい目標設定について検討する。	見解	—
意見31	78	【「空飛ぶクルマ」社会実装促進事業】 重複する事業の見直し（3 Eの視点） 経済戦略局は、本事業のうち「社会受容性向上に資する取組」として行う委託事業と、空飛ぶクルマ社会実装促進事業補助金の補助対象事業③「空飛ぶクルマの社会実装に向けた社会受容性向上に資する取組み」に関して、事業内容が重複しないように実施すべきである。	補助事業では空飛ぶクルマの社会実装に向け、実機を用いて行う試験飛行等の一環で社会受容性の向上を伴う申請者独自の案である補助申請に対して補助金の交付を行ってきた。 一方、委託事業については、空飛ぶクルマの性能や活用事例を紹介するコンセプトムービーや飛行体験ができるVRを市が事業主体となり「内容を仕様書により本市が指定して」作成させたものを区民まつり等で直接市民に訴求するために使用したものであり、手法は異なっているが、監査での意見を踏まえ、今後、委託事業で取り組む内容が補助事業で行う取組と重複しないように、補助金の募集要領に委託事業で取り組む内容以外が補助対象となるよう記載するなど、事業内容が重複しないように実施する。	見解	—
意見32	79	【「空飛ぶクルマ」社会実装促進事業】 効果検証の実施（3 Eの視点） 経済戦略局は、本事業に関し、明確な目的意識を持ち、事業目的に即した適切な効果指標を設定のうえ、目標値を設定し、効果検証をすべきである。	補助事業及び委託事業は社会受容性の向上を目的とした取組であることから、事業実施後にアンケート等を実施し、認知度が向上したと回答した市民等の割合を用いるなど効果検証できるような目標値を設定する。	見解	—
意見33	79	【「空飛ぶクルマ」社会実装促進事業】 より効果的な知見の共有（3 E、情報提供の視点） 経済戦略局は、実験や調査に関する補助金についても、他の中小企業にも参画の道が開かれるように、その成果が広く公開、共有されるようにすべきである。	空飛ぶクルマの社会実装に向けた補助事業であるが、本事業は黎明期の産業であり、市場性や資金調達など不透明な部分が多く、参画する事業者が少ない中、まずは社会実装をめざすための補助事業である。 一方で、参画できる事業者が限られる中、企業が全てのデータを公開すると当該企業の競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれにより補助申請をためらい、結果的に当該産業を支援する目的を果たさなくなる可能性があることから、営業秘密に該当する事項を除きつつ、他の中小企業にも参画の道が開かれるよう、状況の推移を都度勘案しながら必要な範囲でフィードバックを求める補助要件とする。	見解	—

監査結果に関する措置状況報告書

令和 6 年度包括外部監査（経済戦略局の事務事業の執行について～経済戦略、観光、産業振興に関する事業を中心に～）

所 管 所 属：経済戦略局

通 知 日：令和 7 年 7 月10日

監査結果 No.	頁数	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
意見34	80	【「空飛ぶクルマ」社会実装促進事業】 事業継続の検討（事業継続性の視点） 経済戦略局は、大阪・関西万博終了後の本事業の継続及び事業者への補助については、官民の役割分担の在り方や大阪市の産業振興への寄与の在り方を踏まえ、慎重に検討すべきである。	空飛ぶクルマは機体開発も途上であり、制度整備も整っておらず黎明期の産業であり、各事業者は本格的な事業開始に向け意思決定が困難な状況である。また空飛ぶクルマに対する認知度も低い状況で、行政からのバックアップが無いと事業実施のハードルが下がらない。また、行政が補助を行う事業であることが、社会認知に繋がり事業実施の後押しになると考え実施している状況にある。 今後、社会実装に向けた本事業の継続及び事業者への補助については、官民の役割分担や本市の産業振興への寄与の在り方も踏まえて検討し実施する。	見解	—
指摘 3	83	【大阪デザイン振興プラザ事業】 効果検証の実施（3 E の視点） 経済戦略局は、大阪市内のデザイナーの競争力の強化という目的に対して、適切な目標指標を設定のうえ、モニタリングをされたい。	大阪市内のデザイナーの競争力の強化という目的について評価する目標指標として、「インキュベーション施設新規入所者数」及び「インキュベーション施設卒業生数」を、令和 7 年 3 月26日の実行委員会で設定した。今後はモニタリングを実施していく。	措置済	令和 7 年 3 月26日
指摘 4	83	【大阪デザイン振興プラザ事業】 適切な目標の設定（3 E、PDCA の視点） 経済戦略局は、実行委員会において、大阪市内で定めた事業目標以上の運営目標を掲げるように議決権を行使されたい。	大阪デザイン振興プラザの運営目標については、令和 7 年 3 月26日の実行委員会において、大阪市内で定めた事業目標以上の運営目標である入所率約80%並びに指摘 3 で新たに設定したインキュベーション施設新規入所者数及びインキュベーション施設卒業生数の 3 つを掲げるよう、ATC 社と協議し議決権を行使した。	措置済	令和 7 年 3 月26日
指摘 5	83	【大阪デザイン振興プラザ事業】 経済性を意識した事業実施（3 E、財政規律、事業継続性の視点） 経済戦略局は、基本協定書に基づき ATC 社が負担する大阪デザイン振興プラザ事業の管理運営費に関し、ATC 社からの拠出金による支出が発生しないように業務改善をするよう、ATC 社と協議されたい。	大阪デザイン振興プラザの運営について、令和 7 年 1 月14日に「例えば、入居者増の新たな取組や魅力創出を工夫し、賃料収入増につなげるにより、ATC 社からの拠出金減を図るよう業務改善を行うこと」を ATC 社と協議した。同社からは令和 7 年 2 月 6 日に「例えば、AI やロボット関連のコンテンツ製作者や放送業関係者を新たに入居対象とすることを検討する。また、魅力創出策として、ATC 内の新ビジネス創出支援施設「TEQS」との連携についても検討する。」との回答があった。 経済戦略局としては、今後も ATC 社と連携して、大阪デザイン振興プラザの業務改善に取り組んでいく。	措置済	令和 7 年 2 月 6 日

監査結果に関する措置状況報告書

令和 6 年度包括外部監査（経済戦略局の事務事業の執行について～経済戦略、観光、産業振興に関する事業を中心に～）

所 管 所 属：経済戦略局

通 知 日：令和 7 年 7 月10日

監査結果 No.	頁数	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
意見35	83	【大阪デザイン振興プラザ事業】 事業内容の見直し（事業継続性の視点） 経済戦略局は、本事業について、より効率的で効果的な運営が可能であればそれを目指し、一定期限内にそれが達成できないのであれば、事業継続の見直しも含めて再考すべきである。	大阪デザイン振興プラザの事業内容について、令和 7 年 2 月 6 日に A T C 社と協議し、まずは指摘をいただいた事項について、適切な措置を講じることから事業改善を進めることにした。継続的に事業改善に取り組んでいくとともに、業務改善の状況によっては再度の協議を行い、事業内容の見直し等について再考する。	見解	—
意見36	86	【大阪デザイン振興プラザ事業】 適切な契約手続（3 E、財政規律の視点） 経済戦略局は、大阪デザイン振興プラザ事業に関し、A T C 社からの業務委託先については、適切な価格競争が行われるように業務を分割しつつ、大阪市に適用される契約手続規則と同様の規則に基づき、公正性、透明性を確保した手続にて委託事業者を選定するよう協議すべきである。	令和 7 年 1 月14日に、「大阪デザイン振興プラザの管理運営に係る委託事業について業務内容を検討するとともに、適正な手続により選定すること」について A T C 社と協議した。同社からは令和 7 年 2 月 6 日に、「委託業務内容について検討した上、令和 7 年度中に実施する令和 8 年度事業者の選定では、公正性・透明性を確保するため、公募により実施する。」と回答があった。	見解	—
意見37	87	【大阪デザイン振興プラザ事業】 成功報酬の再考（財政規律の視点） 経済戦略局は、本事業について多額の A T C 管理運営費が支出されていることを踏まえ、委託事業者に対する入居者誘致のインセンティブ（成功報酬）が真に必要なか検討の上、A T C 社と協議すべきである。	A T C 社と管理運営委託事業者の契約にある入居者誘致のインセンティブ（成功報酬）については、令和 7 年 1 月14日に「真に必要なか」を A T C 社と協議した。同社からは、令和 7 年 2 月 6 日に「従前の成果報酬の支払い方ではなく、一定数以上の成果を上げた際に成果報酬を支払う等を検討する。」との回答があった。 経済戦略局としては、今後も A T C 社と連携して、O D P の管理運営委託事業の改善に向けて取り組んでいく。	見解	—
指摘 6	89	【A T C エイジレスセンター事業】 効果検証の実施（3 E の視点） 経済戦略局は、大阪市内の介護・福祉・健康分野の産業振興、中小企業の育成という目的に対して、適切な目標指標を設定のうえ、モニタリングをされたい。	介護・福祉・健康分野の産業振興、中小企業の育成という目的について評価する目標として、出展者アンケートで「出展等が自社ビジネスの拡大に貢献した」と回答した大阪市内の企業の割合（50％）を令和 7 年 3 月26日の実行委員会で設定した。今後は、モニタリングを実施していく。	措置済	令和 7 年 3 月26日

監査結果に関する措置状況報告書

令和6年度包括外部監査（経済戦略局の事務事業の執行について～経済戦略、観光、産業振興に関する事業を中心に～）

所 管 所 属：経済戦略局

通 知 日：令和7年7月10日

監査結果 No.	頁数	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
指摘7	90	【ＡＴＣエイジレスセンター事業】 適切な目標の設定（３Ｅ、ＰＤＣＡの視点） 経済戦略局は、実行委員会において、大阪市内で定めた事業目標以上の運営目標を掲げるように適切に協議されたい。	エイジレスセンターの運営目標については、令和7年1月14日にＡＴＣ社と「大阪市内で定めた事業目標以上の運営目標（指摘6で新たに設定する目標指標を含む）を掲げる」ことについて協議した。引き続き協議を進め、令和7年3月26日の実行委員会において、大阪市内で定めた事業目標以上の運営目標を掲げた。	措置済	令和7年3月26日
指摘8	90	【ＡＴＣエイジレスセンター事業】 適法な契約関係の確保（合規性の視点） 経済戦略局は、エイジレス工房の賃貸借関係、占有関係について、使用権原、占有権原の観点から契約関係又は実際の使用関係を是正するようＡＴＣ社と協議されたい。	エイジレス工房の賃貸借関係の是正について、令和7年1月14日にＡＴＣ社と協議した。同社からは令和7年2月6日に「介護・福祉・健康分野の産業を振興するための常設展示場としては、今後進む高齢者の増加と労働人口の減少という社会課題を受け、関係する製品・サービスの導入（＝産業振興）を促進する役割がある。中でも健康増進、認知症予防などは時勢のトピックであり、アクティブシニア層の活動集積とその活用（ＰＲ、モニター、リビングラボ等による製品開発など）は、エイジレスセンターの活動には欠かせない要素であり、健康寿命増進機構とEsperanzaの2社とは、継続してシナジー効果がうまれるよう連携を進めていく。まずは、健康寿命増進機構とエイジコンサーンとの関係について整理し、また上記2社と現状の区画に合った契約の締結について協議し、適切な契約を交わす。」と回答があった。	措置済	令和7年2月6日
指摘9	93	【ＡＴＣエイジレスセンター事業】 適切な使用料の徴収（合規性、財政規律の視点） 経済戦略局は、エイジレス工房の使用料、出展料や賃料について、適切な金額を適切な主体から徴収するようＡＴＣ社と協議されたい。	適切な使用料の徴収について、令和7年1月14日にＡＴＣ社と協議した。同社からは令和7年2月6日に「現状の区画に合った適切な契約の締結（指摘8の措置報告）」とともに、「まずこの契約を締結し、適切な金額を適切な主体から徴収する」と回答があった。	措置済	令和7年2月6日
意見38	93	【ＡＴＣエイジレスセンター事業】 事業規模と効率性の再考（財政規律の視点） 経済戦略局は、本事業の目的と関連性の乏しい施設使用について精査のうえ中止し、事業面積を縮小することも含め、より効率的な運営をすべきである。	エイジレスセンターの事業規模と効率性について、令和7年1月14日にＡＴＣ社と協議した。同社からは令和7年2月6日に、「アクティブシニア層の活動集積とその活用（ＰＲ、モニター、リビングラボ等による製品開発など）は、エイジレスセンターの活動には欠かせない要素であり、健康寿命増進機構とEsperanzaの2社とは、継続してシナジー効果がうまれるよう連携を進めていく。また、今後、出展企業の拡大や企画ゾーンの新設等によりセンターの活性化を図ることなどを通して、より効率的な運営をめざしていく。」と回答があった。	見解	—

監査結果に関する措置状況報告書

令和6年度包括外部監査（経済戦略局の事務事業の執行について～経済戦略、観光、産業振興に関する事業を中心に～）

所 管 所 属：経済戦略局

通 知 日：令和7年7月10日

監査結果 No.	頁数	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
指摘10	95	【ＡＴＣエイジレスセンター事業】 経済性を意識した事業実施（３Ｅ、財政規律、事業継続性の視点） 経済戦略局は、企業が有料で出展するだけの魅力を創出するよう工夫するなどし、出展料によって管理運営費程度は賄えるように業務改善をするよう、ＡＴＣ社と協議されたい。	令和7年1月14日に、「企業が有料でエイジレスセンターに出展するだけの魅力創出について工夫し、出展料増による管理運営費減を図るよう業務改善を行うこと」についてＡＴＣ社と協議した。同社からは令和7年2月6日に、「国が進める介護分野の生産性向上を支援する大阪府介護生産性向上支援センターの受託事業等を活用し、出展誘致活動を行うことで収入増を図る。また、施設運営に係る人件費の高騰などの問題については、運営業務のＤＸ化による省力化などで、費用が増えないよう努める。」との回答があった。 経済戦略局としても、引き続きＡＴＣ社と連携してエイジレスセンターの業務改善に取り組む。	措置済	令和7年2月6日
意見39	97	【ＡＴＣエイジレスセンター事業】 成功報酬の再考（財政規律の視点） 経済戦略局は、本事業についてＡＴＣ社が多額の管理運営費を支出していることを踏まえ、委託事業者に対する出展者誘致のインセンティブ（成功報酬）が真に必要なＡＴＣ社と協議すべきである。	ＡＴＣ社と管理運営委託事業者の契約にある出展者誘致のインセンティブ（成功報酬）について、令和7年1月14日に「真に必要なか」をＡＴＣ社と協議した。同社からは令和7年2月6日に「目標を超える出展者を獲得した場合に限り成功報酬を支払うなど、現行からの改善を検討する」との回答があった。	見解	－
意見40	98	【ＡＴＣエイジレスセンター事業】 適切な契約手続（３Ｅ、財政規律の視点） 経済戦略局は、ＡＴＣエイジレスセンター及びＡＴＣグリーンエコプラザに関し、ＡＴＣ社からの業務委託先については、適切に業績評価を行ったうえ、公正性、透明性を確保した手続にて委託事業者を選定するようＡＴＣ社と協議すべきである。	令和7年1月14日に、「エイジレスセンターとグリーンエコプラザの管理運営に係る委託事業者を適正な契約手続にて選定すること」についてＡＴＣ社と協議した。同社からは、令和7年2月6日に「委託業務内容について検討したうえ、令和7年度に令和8年度事業者を、公正性・透明性を確保し、公募のうえ適正に選定する」と回答があった。	見解	－
意見41	98	【ＡＴＣエイジレスセンター事業】 事業目的に沿った事業の実施（３Ｅの視点） 経済戦略局は、大阪市の財源によって本事業を運営していることに鑑み、大阪市内の企業に焦点を当てたり、出展料に関して大阪市内の企業と差別化するなどし、大阪市内の産業育成・振興という目的に沿った事業運営を検討すべきである。	エイジレスセンターでの出展における市内企業の優先策について、令和7年1月14日にＡＴＣ社と協議した。同社からは令和7年2月6日に「市内企業の育成・振興という目的に沿ったものとなるよう、例えば、介護・福祉関連ビジネスの産業振興を目的に、例年2、3月に実施する自社の製品・サービスを提供する開発企業と、レンタル・販売・卸売などの多くの販路を持つ企業とのビジネスマッチングフェアの参加について市内企業を優先的に取り扱うなどの対応を検討する」との回答があった。 引き続きＡＴＣ社と連携して、目的に沿った事業運営を進めていく。	見解	－

監査結果に関する措置状況報告書

令和6年度包括外部監査（経済戦略局の事務事業の執行について～経済戦略、観光、産業振興に関する事業を中心に～）

所 管 所 属：経済戦略局

通 知 日：令和7年7月10日

監査結果 No.	頁数	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
指摘11	101	【ＡＴＣグリーンエコプラザ事業】 効果検証の実施（３Ｅの視点） 経済戦略局は、大阪市内の環境関連産業の振興、中小企業の育成という目的に対して、適切な目標指標を設定のうえ、モニタリングをされたい。	環境関連産業の振興、中小企業の育成という目的について評価する目標として、出展者アンケートで「出展等が自社ビジネスの拡大に貢献した」と回答した大阪市内の企業の割合（５０％）を、令和7年3月26日の実行委員会で設定した。今後は、モニタリングを実施していく。	措置済	令和7年3月26日
指摘12	102	【ＡＴＣグリーンエコプラザ事業】 経済性を意識した事業実施（３Ｅ、財政規律、事業継続性の視点） 経済戦略局は、企業が有料で出展するだけの魅力を創出するよう工夫するなどし、出展料によって管理運営費程度は賄える状態になるよう業務改善をするよう、ＡＴＣ社と協議されたい。	エコプラザの運営における魅力創出について、令和7年1月14日にＡＴＣ社と協議した。同社からは令和7年2月6日に「成長が見込める製品やサービスを開発する環境関連の中小企業と金融機関等のマッチング会を新たに実施する。また、新たに万博での展示物などをエコプラザに誘致する魅力創出について工夫し、出展料増による管理運営費減を図るなど業務改善を進める」との回答があった。 経済戦略局としては、引き続きＡＴＣ社と連携してエコプラザの業務改善に取り組んでいく。	措置済	令和7年2月6日
意見42	103	【ＡＴＣグリーンエコプラザ事業】 事業目的に沿った事業の実施（３Ｅの視点） 経済戦略局は、大阪市の財源によって本事業を運営していることに鑑み、大阪市内の企業に焦点を当てたり、出展料に関して大阪市内の企業と差別化するなどし、大阪市内の産業育成・振興という目的に沿った事業運営を行うべきである。	エコプラザでの出展における市内企業の優先策について、令和7年1月14日にＡＴＣ社と協議した。同社からは令和7年2月6日に「市内企業の育成・振興という目的に沿ったものとなるよう、例えば、イベント・セミナー等において市内企業に優先してＰＲやマッチングの機会を提供するなどの対応を検討する」との回答があった。引き続きＡＴＣ社と連携して、目的に沿った事業運営を進めていく。	見解	－
意見43	104	【ＡＴＣグリーンエコプラザ事業】 効果的な事業実施（３Ｅの視点） 経済戦略局は、コーポラティブオフィス入室企業や出展企業がビジネス上でつながり、シナジーが生まれるよう、入居者の誘致や取り組みを活性化すべきである。	今後の事業運営で、コーポラティブオフィス入室企業や出展企業同士がビジネスでつながり、経済的シナジーを創出しやすくすることについて、令和7年1月14日にＡＴＣ社と協議した。ＡＴＣ社からは令和7年2月6日に、「コーポラティブオフィスと連携できるイベントやセミナー等では、出展企業等とビジネスのつながりやシナジーが創出できるよう取組の活性化を図る」との回答があった。引き続きＡＴＣ社と連携して、目的に沿った事業運営を進めていく。	見解	－

監査結果に関する措置状況報告書

令和6年度包括外部監査（経済戦略局の事務事業の執行について～経済戦略、観光、産業振興に関する事業を中心に～）

所 管 所 属：経済戦略局

通 知 日：令和7年7月10日

監査結果 No.	頁数	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
意見44	115	【ＡＴＣ４事業全体に対する意見】 ＡＴＣ社の経営再建目標の再考（財政規律、事業継続性の視点） 経済戦略局は、ＡＴＣ４事業による営業利益を除いた状態でも損失補償債務が発生しないことを中期経営再建目標とするべきである。	まずは、ＡＴＣ４事業について示された指摘等を踏まえ、事業改善に取り組む。その上で経営再建目標の変更については、ＡＴＣ社再建を目的とする特定調停の趣旨を踏まえ、適切に検討・対応していく。	見解	—
意見45	115	【ＡＴＣ４事業全体に対する意見】 随意契約理由の不存在（合規性の視点） 経済戦略局は、ＡＴＣに関する不動産鑑定に関して、随意契約理由の明確化もしくは業者選定手法の検討を行うべきである。	理由書において、地域精通性・対象案件の鑑定に資する専門的知識や経験を有する点などの随意契約理由をより明確に記載する。	見解	—
意見46	115	【ＡＴＣ４事業全体に対する意見】 効率的な業務委託の実施（３Ｅ、財政規律の視点） 経済戦略局は、ＡＴＣに関する不動産鑑定に関して、効率的な業務委託方法を検討すべきである。	意見を受け、不動産鑑定評価の他の手法として調査報告書、不動産意見書等の取得を検討したが、不動産鑑定士に確認を行ったところ、不動産鑑定評価書以外の意見書等は賃料改定交渉の根拠資料にはならないことや、訴訟リスク回避のための賃料妥当性を示す証拠書類にもならないとのことであり、また適正賃料を導くためには対象不動産全体の評価が必要であるとのことであって、本市目的の達成には不動産鑑定評価によらざるを得ないことが判明したため、引き続き不動産鑑定委託を実施する。	見解	—
意見47	117	【ＡＴＣ４事業全体に対する意見】 ＡＴＣ社に関する適切な情報提供と監督機能の強化（財政規律、情報提供の視点） 経済戦略局は、大阪市特定団体経営監視会議において、事業実態が正確に理解できるように誤解のない情報提供をすべきである。	大阪市特定団体経営監視会議において、本監査結果等の適切な情報提供を行う。	見解	—

監査結果に関する措置状況報告書

令和 6 年度包括外部監査（経済戦略局の事務事業の執行について～経済戦略、観光、産業振興に関する事業を中心に～）

所 管 所 属：経済戦略局

通 知 日：令和 7 年 7 月 10 日

監査結果 No.	頁数	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
意見48	117	【ＡＴＣ４事業全体に対する意見】 事業実施の再考（事業継続性の視点） 経済戦略局は、少なくともＡＴＣ社が特定調停に基づく債務の返済を終えた後は、ＡＴＣ４事業の終了を含めて、事業を再考すべきである。	まずは、ＡＴＣ４事業について示された指摘等を踏まえ、事業改善に取り組み、事業運営の適正化を図るとともに、特定調停に基づく債務の返済を滞りなく行う。	見解	－
指摘13	118	【イノベーション創出支援補助金】 予算事業別調書の作成（財政規律の視点） 経済戦略局は、イノベーション創出支援補助金に関し、イノベーション創出事務費に含めることなく、個別に予算事業別調書を作成されたい。	令和 7 年度予算より、イノベーション創出支援補助金に関し、イノベーション創出事務費に含めることなく、個別に予算事業別調書を作成した。	措置済	令和 6 年 12 月 2 日
意見49	123	【産業技術研究所運営費交付金】 効率的な業務運営（３Ｅの視点） 大阪産業技術研究所は、利用サービスのワンストップ化を推進するなどして、効率的な業務運営を実現すべきである。	初回利用者等にもよりわかりやすい案内となるよう、ホームページの改善を図るとともに、統一的な相談窓口の設置に向けた検討を進めるなど利用サービスの更なるワンストップ化を推進する。	見解	－
意見50	123	【産業技術研究所運営費交付金】 効率的な業務運営の実現（３Ｅの視点） 経済戦略局は、大阪府と連携の上、大阪産業技術研究所が統合のメリットを最大限に発揮し、効率的な業務運営を実現できるよう、必要な措置を講じるべきである。	引き続き各事業年度にかかる業務実績の評価等を通じて効率的な業務運営ができるよう助言を行うとともに、令和 9 年度以降の第 3 期事業期間において「スーパー公設試」としてその機能を一層発揮できるよう、大阪府や法人と連携し検討を進める。	見解	－

監査結果に関する措置状況報告書

令和6年度包括外部監査（経済戦略局の事務事業の執行について～経済戦略、観光、産業振興に関する事業を中心に～）

所 管 所 属：経済戦略局

通 知 日：令和7年7月10日

監査結果 No.	頁数	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
意見51	126	【産業技術研究所運営費交付金】 自己収入の増加（3Eの視点） 大阪産業技術研究所は、さらなる利用拡大に向けた戦略的・積極的な情報発信や、企業への技術移転等を見据えた知財戦略の推進、企業支援研究の実施件数を増やすなどの方法により、事業収入を増加させ、財務基盤を強化すべきである。	府内のみならず広域的な利用者を含む更なる利用拡大につながるよう、企業ニーズに即したサービスの提供や、戦略的・積極的な情報発信等を進めることなどにより、事業収入の増加を図る。	見解	—
指摘14	135	【大阪観光局事業】 「公益財団法人大阪観光局契約規程」の改定（合規性の視点） 大阪観光局は、契約の方法に関する「公益財団法人大阪観光局会計処理規程」と「公益財団法人大阪観光局契約規程」の間の齟齬を是正して、「公益財団法人大阪観光局契約規程」に一般競争入札による方法を定められたい。	契約規程を改定し、一般競争入札による契約方法を定めた。	措置済	令和7年6月1日
指摘15	136	【大阪観光局事業】 特名随意契約の場合の相見積り必要性（合規性の視点） 大阪観光局は、随意契約を締結する場合には、特名随意の方式による場合であっても、他社の費用見積を取得するよう努めるとともに、それが困難でこれを省略せざるを得ない場合には、その理由を書面により提出した上で、理事長の承認を得られたい。	契約規程を改定し、他者見積を省略することができる条件と、他者見積を徴取できない場合は書面により理事長の承認が必要であることを明確化した。また、発注業務（契約締結含む）に係る決裁書に添付する「契約規程_照合シート(以下、照合シート)」を作成し、見積書に係る必須手続のチェック欄を設けることで、「他社見積の徴取」及び「見積書省略の場合の理由の記載」を仕組み化した。照合シートには見積書省略の決裁書は最終裁可者が理事長となることも記載し、職員の注意を常に喚起することとした。	措置済	令和7年6月1日
指摘16	136	【大阪観光局事業】 入札保証金の納付、免除に関する検討の必要性（合規性の視点） 大阪観光局は、入札を実施する場合には、入札保証金の納付が原則であり、一定の例外に限ってその全部又は一部の免除が認められるという「公益財団法人大阪観光局契約規程」に従った運用を徹底されたい。	入札保証金の免除の条件を再度検討し、契約規程を改定して明確化した。入札を実施する場合は、総務部が新規程にのっとり入札保証金納付の要否判断を行い、都度、決裁書を起案することとした。	措置済	令和7年6月1日

監査結果に関する措置状況報告書

令和6年度包括外部監査（経済戦略局の事務事業の執行について～経済戦略、観光、産業振興に関する事業を中心に～）

所 管 所 属：経済戦略局

通 知 日：令和7年7月10日

監査結果 No.	頁数	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
指摘17	137	【大阪観光局事業】 契約保証金の納付と免除に関する検討の必要性（合規性の視点） 大阪観光局は、契約を締結する場合には、契約保証金の納付が原則であり、一定の例外に限ってその全部又は一部の免除が認められるという「公益財団法人大阪観光局契約規程」に従った運用を徹底された。	契約保証金の免除を認める場合の条件を再検討し、契約規程を改定して、より明確化した。契約書の締結には決裁書の起案及び総務部の裁可が必須であり、総務部においては新規程にのっとり、契約書表紙における契約保証金の取扱い欄が適切に記載されているか、確実に確認を行うこととした。	措置済	令和7年6月1日
指摘18	138	【大阪観光局事業】 暴力団員でないことなどを表明した誓約書の徴求の必要性（合規性の視点） 大阪観光局は、特別必要でないと判断される場合のほかは、契約の相手方から、暴力団員でないことなどを表明した誓約書の提出を確実に受けられたい。	本監査の措置として実施した契約規程改定に先行して、暴力団員でないことなどを表明する誓約書の雛形を作成した。総務部長が契約書への押印（電子契約の場合はオンライン上の手続き）を行う際に誓約書の添付を必須とすることで、提出の確認を徹底することとした。	措置済	令和7年4月21日
意見52	139	【大阪観光局事業】 関係者に対する分かりやすい説明の必要性（情報提供の視点） 大阪観光局は、地域住民、関係自治体を含めた関係者に対する説明責任を果たすという観点から、理事会や評議員会での事業報告や事業評価の説明用の資料を公表することを検討すべきである。	理事会や評議員会において事業計画等の補足説明として配付している参考資料について、大阪観光局公式ホームページ上等で公表することを、検討していく。	見解	—
意見53	139	【大阪観光局事業】 事業計画書や事業報告の体裁（情報提供の視点） 大阪観光局は、ホームページで公表している毎年度の事業計画書や事業報告で「予算総括表」を引用するのであれば、「予算総括表」も含めて公表すべきである。	令和7年度事業計画書の公表時（令和7年3月24日公表済）より、「予算総括表」も併せてホームページ上で公表した。	見解	—

監査結果に関する措置状況報告書

令和6年度包括外部監査（経済戦略局の事務事業の執行について～経済戦略、観光、産業振興に関する事業を中心に～）

所 管 所 属：経済戦略局

通 知 日：令和7年7月10日

監査結果 No.	頁数	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
指摘19	140	【大阪観光局事業】 事業計画書や事業報告の備え置き（合规性の視点） 大阪観光局は、毎年度の事業計画書や事業報告を事務所に備え置くにあたり、これらの資料で「予算総括表」を引用するのであれば、「予算総括表」も含めて備え置きをされたい。	指摘を受けて「予算総括表」を備え置き資料に追加した。また、今後（令和7年度事業計画書以降）も、事業計画書及び事業報告に「予算総括表」が引用される場合には、「予算総括表」も併せて備え置く。	措置済	令和7年2月18日
意見54	140	【大阪観光局事業】 必須K P I の設定、進捗評価（P D C Aの視点） 大阪観光局は、「観光地域づくり法人の登録制度に関するガイドライン」で必須K P I とされている旅行消費額（総額、一人当たり単価）、来訪者満足度、リピーター率につき、インバウンドだけでなく、国内観光客を含めた全体の目標数値を設定し、進捗を管理すべきである。	国内観光客の来訪者満足度、リピーター率の調査には新たな予算措置が必要となるため、現K P I による進捗を管理確認の上で、国内観光客も含めた全体の目標設定について検討していく。	見解	—
意見55	141	【大阪観光局事業】 議事経過の把握の必要性（P D C A、情報提供の視点） 経済戦略局は、事務局（大阪府府民文化部）が作成する大阪府都市魅力戦略推進会議の議事概要や会議資料につき、これを読むことでK P I の設定根拠に関する議事経過を把握することができるか確認し、事務局に意見を行われるべきである。	議事概要や会議資料の公表にあたり、議事経過の把握が可能となるよう、内容の確認や事務局への意見を行う。	見解	—
意見56	141	【大阪観光局事業】 合理的な基準の設定（P D C Aの視点） 経済戦略局においては、次期「大阪都市魅力創造戦略」において、M I C Eについて検討をする際には、「国際会議」の定義について、J N T Oが定める国内基準ではなく、I C C Aが定める国際基準によるべきではないかとの問題提起を行われるべきである。	次期都市魅力創造戦略の策定にあたり、M I C Eについて検討をする際には、I C C Aが定める国際基準も含め検討を行うよう問題提起を行う。	見解	—

監査結果に関する措置状況報告書

令和6年度包括外部監査（経済戦略局の事務事業の執行について～経済戦略、観光、産業振興に関する事業を中心に～）

所 管 所 属：経済戦略局

通 知 日：令和7年7月10日

監査結果 No.	頁数	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
指摘20	143	【大阪観光局事業】 進捗管理等を行う体制の整備（PDCAの視点） 経済戦略局は、大阪府と連携して、速やかに、「大阪MICE誘致戦略」の点検・検証、適切な進捗管理、見直し、改善を担う体制を整えられたい。	令和5年度の取組については、大阪MICE推進委員会（令和7年3月開催）にて点検・検証を行い、令和6年度以降の取組については、「大阪MICE誘致戦略」の進捗管理を行う新たな体制を令和7年度中に構築した上で、点検・検証を行い、必要に応じて施策の見直しや改善に取り組んでいく。	措置中	(令和8年3月31日)
意見57	143	【大阪観光局事業】 測定可能な指標の設定（PDCAの視点） 経済戦略局は、「大阪MICE誘致戦略」の点検・検証の場において、参考指標の1つである展示会開催件数〔日本展示会協会〕につき、これに代わる指標の設定について問題提起されるべきである。	展示会件数はモニタリングのための参考指標であり、日本展示会協会の展示会開催件数については令和元年分を最後に公表されていないため、今後、代替の参考指標の設定について、「大阪MICE誘致戦略」の共同策定者である府に対して問題提起し、検討を進める。	見解	—
指摘21	144	【大阪観光局事業】 助成金事業の交付要綱に従った処理の徹底（法規性の視点） 大阪観光局は、助成金事業を行う場合には、交付要綱に従った処理が行われるよう徹底されたい。	「万博を契機としたOSAKA国際会議助成金」事業における各申請案件について、申請処理に係るチェックシートを令和6年12月23日に作成するとともに、交付要綱に沿って適正に処理している。	措置済	令和6年12月23日
意見58	145	【大阪観光局事業】 アンケート項目の検討（事業継続性の視点） 大阪観光局は、助成金の利用者アンケートを取る際には、質問の設定につき、回答を得ることができれば今後の事業の改善に資するものとなるように留意されるべきである。	今後の助成金事業においてアンケートを実施する際は、事業の改善に資する質問とする。	見解	—

監査結果に関する措置状況報告書

令和 6 年度包括外部監査（経済戦略局の事務事業の執行について～経済戦略、観光、産業振興に関する事業を中心に～）

所 管 所 属：経済戦略局

通 知 日：令和 7 年 7 月 10 日

監査結果 No.	頁数	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
指摘22	146	【大阪観光局事業】 アンケート実施の必要性（合規性の視点） 大阪観光局は、要綱上、助成金の交付決定を受けた者に対してアンケートの回答を義務付けている場合には、適切にアンケートを実施されたい。	「万博を契機とした O S A K A 国際会議助成金」事業における各申請案件について、申請処理に係るチェックシートを令和 6 年 12 月 23 日に作成するとともに、交付要綱に沿ってアンケートの実施を求め、対象案件について回答を得ている。	措置済	令和 7 年 2 月 12 日
指摘23	150	【水と光のまちづくり推進事業】 予算事業別調書の適正な記載（情報提供、財政規律、合規性の視点） 経済戦略局は、令和 5 年度予算事業別調書の⑥事業費・特定財源の積算欄の事業費（歳出）の水都大阪コンソーシアム事業分担金の記載を実態に即した適正な記載にされたい。	令和 8 年度予算編成において、水都大阪コンソーシアム事業分担金としての支出の記載を「大阪府：大阪市＝ 1：1」と変更し作成する。	措置中	(令和 7 年 9 月上旬)
意見59	151	【水と光のまちづくり推進事業】 適正な契約手続きと大阪市の事業の適法性の確保（合規性、財政規律、3 E の視点） 経済戦略局は、事業実施主体である水都大阪コンソーシアムにおいて、業務委託契約を締結するに際しては、契約事務のルール等について周知徹底を図り、できる限り大阪府や大阪市の随意契約ガイドラインの趣旨を尊重し、随意契約ができる要件該当性について慎重な判断を行う等により、契約事務の公平性や透明性を保持し、経済性の確保を図るよう適正な事務処理を行うようにさせることにより、大阪市の事業の適法性と効率性を確保するようすべきである。	水都大阪コンソーシアムにおいて、大阪府の随意契約ガイドラインの準拠・趣旨の周知徹底を図り、随意契約ができる要件該当性について慎重な判断を行うことにより、事業の適法性と効率性を確保する。	見解	—
意見60	153	【水と光のまちづくり推進事業】 受益者である市民のための効果的な事業の実施（3 E、情報提供の視点） 経済戦略局は、水都大阪コンソーシアムの構成員として、事業を実施するにあたっては、水都大阪のファンづくりとブランディングのための各種取組がより市民に広く周知され、市民が享受できるような工夫を検討すべきである。	水都大阪コンソーシアムにおいて、水都大阪のファンづくりとブランディングのための各種取組がより市民に広く周知され、市民が享受できるよう SNS を活用した情報発信の強化などの工夫を検討していく。	見解	—

監査結果に関する措置状況報告書

令和 6 年度包括外部監査（経済戦略局の事務事業の執行について～経済戦略、観光、産業振興に関する事業を中心に～）

所 管 所 属：経済戦略局

通 知 日：令和 7 年 7 月 10 日

監査結果 No.	頁数	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
意見61	155	【大阪・光の饗宴事業】 経済効果測定調査結果の原因分析と経済波及効果の向上（P D C Aの視点） 経済戦略局は、コロナ禍により中断していた事業開発会議を再開するとともに、大阪・光の饗宴事業の経済効果測定につき、単年度ごとの結果を見るだけでなく、年度ごとの推移を見てその原因を分析し、次年度以降の同事業の経済波及効果をさらに向上させるべく、改善を続けるべきである。	民間事業者にヒアリングをすることで会議より直接的に民間の意見を取り入れるとともに、調査結果の分析などを通じて、P D C Aサイクルを向上させる取組を進めていく。	見解	—
意見62	156	【大阪・光の饗宴事業】 民間からの協賛金等の拡充（財政規律、事業継続性の視点） 経済戦略局は、大阪・光の饗宴の事業主体のあり方等について協議調整を進めるとともに、本事業への民間からの協賛金や寄附等の拡充のため引き続き民間に対して積極的に働きかけるべきである。	協賛金や寄附等の拡充について、引き続き民間に対して働きかけていく。	見解	—
意見63	163	【大阪城エリア観光拠点化事業】 連合体の構成員の負担する連帯債務（財政規律の視点） 経済戦略局は、今後大阪城公園パークマネジメント事業に関する指定管理者を募集し、「連合体に係る基本協定特約条項」を締結する際には、大阪市契約管財局（以下「契約管財局」という。）と協議の上、事業連合体の代表者及び各構成員が、大阪市に対して負担する金銭的債務について連帯保証債務を負う旨、募集要項及び上記特約条項中に明記するべきである。	今後大阪城公園パークマネジメント事業に関する指定管理者を募集する際には、契約管財局と協議の上、必要に応じて募集要項等の内容の見直しを行う。	見解	—
意見64	164	【大阪城エリア観光拠点化事業】 エネルギーコスト高騰分の負担（3 Eの視点） 経済戦略局は、大阪城公園パークマネジメント事業に関する指定管理者に対し、今後エネルギーコストの増加分を補填する際には、経済戦略局が所管する天守閣部分に関する収支予測のみではなく、他部署と連携してパークマネジメント事業全体の収支を検討した上で、補填の是非を決定するべきである。	今後補填を実施する場合は、制度所管局に方針を確認し、必要に応じて関係局とも調整の上、実施する。	見解	—

監査結果に関する措置状況報告書

令和6年度包括外部監査（経済戦略局の事務事業の執行について～経済戦略、観光、産業振興に関する事業を中心に～）

所 管 所 属：経済戦略局

通 知 日：令和7年7月10日

監査結果 No.	頁数	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
意見65	165	【大阪城エリア観光拠点化事業】 コロナ期間中の損失補填（3Eの視点） 経済戦略局は、大阪城公園パークマネジメント事業に関する指定管理者に対し、特例的に損失補填を行う場合は、経済戦略局が所管する天守閣部分に関する収支予測のみではなく、他部署と連携してパークマネジメント事業全体の収支を検討した上で、補填の是非を決定すべきである。	今後補填を実施する場合は、制度所管局に方針を確認し、必要に応じて関係局とも調整の上、実施する。	見解	—
意見66	166	【大阪城エリア観光拠点化事業】 備品の所有権（財政規律の視点） 経済戦略局は、大阪城公園パークマネジメント事業に関する指定管理者が業務の実施に当たって必要となる備品等の補修及び更新を行った場合の、備品等の所有権の帰属を明確にするべきである。	大阪城公園パークマネジメント事業に関する指定管理者が業務の実施に当たって必要となる備品等の補修及び更新を行った場合の備品等の所有権の帰属については、契約管財局と協議の上、必要に応じて覚書等により明確にしていく。	見解	—
指摘24	166	【大阪城エリア観光拠点化事業】 大阪市文化集客振興基金の取り崩し（財政規律の視点） 経済戦略局は、財政局と協議の上、文化集客振興基金について、いかなる条件において豊臣石垣公開事業へ取り崩せるかについて、内部で予め基準を設けておかれたい。	文化集客振興基金には特定の事業に対する寄附金を積み立てているため、特定の事業に充当する目的でのみ取り崩しを行っているが、大阪市文化集客振興基金条例第5条にある施行の細目は定めていないため、要綱等を整備する。	措置中	(令和7年9月30日)
意見67	167	【大阪城エリア観光拠点化事業】 大阪城公園内特設案内所運営協議会への分担金額の再検討（事業継続性の視点） 経済戦略局は、大阪城公園内特設案内所運営協議会の事業の継続性を維持するため、同協議会に対する分担金の額について、NPO法人大阪観光ボランティアガイド協会及び大阪観光局と協議し、再検討すべきである。	大阪城公園内特設案内所運営協議会では、本市・大阪観光局・NPO法人大阪観光ボランティアガイド協会が毎年度それぞれの役割分担を定めた協定書を締結した上で観光案内業務を実施しているところである。今後、分担金の額を含めて協議会で検討の上、協定書を締結し、事業を実施する。	見解	—

監査結果に関する措置状況報告書

令和6年度包括外部監査（経済戦略局の事務事業の執行について～経済戦略、観光、産業振興に関する事業を中心に～）

所 管 所 属：経済戦略局

通 知 日：令和7年7月10日

監査結果 No.	頁数	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
意見68	168	【大阪城エリア観光拠点化事業】 大阪城公園内特設案内所運営協議会とNPO法人大阪観光ボランティアガイド協会の経費負担の整理（財政規律の視点） 経済戦略局は、大阪城公園内特設案内所運営協議会の経費負担について、より実質に即した報告を大阪観光局に対して求めるべきである。	大阪城特設案内所運営協議会として、実施した業務に掛かる経費が明確となる報告書を作成するよう、大阪観光局に求めている。	見解	—
指摘25	169	【大阪城エリア観光拠点化事業】 精算報告の項目の過誤（財政規律の視点） 経済戦略局は、大阪城公園内特設案内所運営協議会の精算報告において、ZOOMを利用した通信費については、施設使用料ではなく通信費用に計上するよう、大阪観光局に指導されたい。	監査に関連して精算報告書を精査する中で過誤が判明したため、大阪観光局に適切に費目を分類するよう指導した。 なお、当該過誤は令和3年度に起こったものであるが、令和4年度以降は同じ過誤は発生していない。	措置済	令和6年10月25日
意見69	170	【観光バス乗降場の利便性向上事業】 適切な事業効果（目標）の設定（PDCAの視点） 経済戦略局は、日本橋観光バス乗降場について頻繁に状況を確認し、観光バスの増減状況に沿った適切な事業効果（目標）を設定し、状況に応じて警備員の増員、減員、啓発活動を実施すべきである。	日本橋観光バス乗降場の定期的な状況確認を引き続き行うとともに、適切な事業目標設定の検討や、状況に応じた警備員の増員、減員、啓発活動など必要な対応を実施していく。	見解	—
指摘26	174	【日本遺産連携推進事業】 分担金と参加費の項目相違（財政規律の視点） 経済戦略局は、日本遺産連携推進事業として、「北前船寄港地フォーラム」に参加しているが、その際の参加費用（100,000円）について、歳出予算調書に「分担金」として計上し、執行しているが、「参加費」として計上し、執行されたい。	令和8年度予算編成において計上先を「分担金」から「会費」に変更する。	措置中	（令和7年9月上旬）

監査結果に関する措置状況報告書

令和 6 年度包括外部監査（経済戦略局の事務事業の執行について～経済戦略、観光、産業振興に関する事業を中心に～）

所 管 所 属：経済戦略局

通 知 日：令和 7 年 7 月 10 日

監査結果 No.	頁数	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
意見70	174	【日本遺産連携推進事業】 会費支出の際の効果測定（３Ｅの視点） 経済戦略局は、日本遺産連携推進事業に関して、「北前船日本遺産推進協議会」に支払っている年会費について、当該年会費の支払が大阪市への観光の需要喚起に繋がっているのかについて、数値をもって効果測定を行うべきである。	効果測定については、北前船日本遺産推進協議会に対して各都市の観光需要喚起に繋がっているのかがわかるようなアンケートの実施等を求めるなど、協議会と連携しながら、検討していく。	見解	—
意見71	176	【日本遺産連携推進事業】 協議会関与における脱退基準（ＰＤＣＡの視点） 経済戦略局は、日本遺産連携推進事業に関して、「北前船日本遺産推進協議会」に関係自治体である会員として入会しているが、脱退の基準を明確に定めておくべきである。	脱退基準については、北前船日本遺産推進協議会に対して、効果測定に寄与するアンケートの実施等を求めることなどと合わせて検討していく。	見解	—
意見72	179	【「三都物語」コーディネート事業】 適正な契約手続きの実施（合規性の視点） 経済戦略局は、「京都・大阪・神戸観光推進協議会」が実施する業務の委託に際しては、契約書の作成等一連の契約プロセスを適正に実施するよう協議会の理事会で提案すべきである。	協議会として契約手続を適正に実施するよう、京都市、神戸市、ＪＲ西日本などと理事会等で協議を行う。	見解	—
意見73	180	【「三都物語」コーディネート事業】 協議会の繰越金の適正な取扱いと可視化の必要性（合規性、財政規律、情報提供の視点） 経済戦略局は、事業実施のために設立した外部組織である協議会内繰越額が多額となっている点につき、財政の健全化・予算執行状況の明確化・透明性確保のためにも、繰越額が事業規模に占める割合や繰越理由を確認し、今後の分担金の金額や対象事業規模の見直しについて協議を適切に実施し、その実施結果を翌年度の予算に適切に反映させるとともに、予算編成及び議会における審議に際して繰越金の情報を関係者に共有する方法及び市民への情報提供の方法を講じるべきである。	繰越額が事業規模に占める割合や理由を確認し、今後の分担金の金額や対象事業規模について協議を適切に実施するとともに、繰越金の情報を関係者に共有する方法や市民への情報提供の方法についても、協議会の事務局を担当するＪＲ西日本と理事会等で協議を行う。	見解	—

監査結果に関する措置状況報告書

令和6年度包括外部監査（経済戦略局の事務事業の執行について～経済戦略、観光、産業振興に関する事業を中心に～）

所 管 所 属：経済戦略局

通 知 日：令和7年7月10日

監査結果 No.	頁数	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
意見74	182	【「三都物語」コーディネート事業】 適切な効果検証（P D C Aの視点） 経済戦略局は、協議会においてP D C Aサイクルが適正に実行されるよう、事業目標を正確に確認する等事業報告の検証の精緻化を図るべきである。	協議会の事務局を担当するJ R 西日本と連携を密にとり、理事会等において、各年度における実績数値の確認など、事業報告の検証を図る。	見解	—
意見75	184	【「三都物語」コーディネート事業】 経済性を意識した事業継続の検討（事業継続性、3 Eの視点） 経済戦略局は、事業の経済性・効率性の観点からすると撤退をも視野にいたした事業継続性の検討をすべきである。	今後の予算編成において、事業報告における利用実績等を精査し、事業の経済性・効率性の観点から、事業継続性の検討を行う。	見解	—
意見76	188	【観光戦略推進事務費】 独立した事業化（情報提供の視点） 経済戦略局は、歴史街道推進協議会に対する会費支払いに関して、観光戦略推進事業費の中で処理するのではなく、別途の事業項目を作成し、事業目的、事業内容、再構築基準等を策定するべきである。	次年度以降の予算要求に向けて別途の事業項目の作成、事業目的、事業内容、再構築基準等の策定について検討する。	見解	—
意見77	189	【観光戦略推進事務費】 会員入会時の資料の保存（P D C Aの視点） 経済戦略局は、外部の団体に会員等の資格で入会し、会費を支払うことになった場合は、入会を決定した際の判断過程を示す資料及び会費の額を承認した際の判断過程を示す資料につき、当該団体を脱退するまでは保管しておくか、もしくは当該判断過程について何らかの形で引継ぎを行うべきである。	歴史街道推進協議会に当初の経過を確認し、判断過程の適正な引継ぎを行っていく。	見解	—

監査結果に関する措置状況報告書

令和6年度包括外部監査（経済戦略局の事務事業の執行について～経済戦略、観光、産業振興に関する事業を中心に～）

所 管 所 属：経済戦略局

通 知 日：令和7年7月10日

監査結果 No.	頁数	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
意見78	192	【大阪の観光資源の強みを活かした集客・周遊事業】 適切な事業効果目標の設定（PDCA、3Eの視点） 経済戦略局は、大阪府と連携して、本事業全体に関することとして、現在の定性的な目標指標と抽象的な再構築基準だけでなく、具体的な目標値を明確に設定し、実績値との比較や評価を厳格にして、反省点を次年度以降の事業計画と目標設定に反映させていくという管理サイクルで本事業をコントロールするべきである。	大阪府及び各事業実施主体と連携し、定量的な目標値の設定や、事業ごとの実績事業ごとの実績を踏まえ、適切に評価を実施した上で、反省点を次年度以降の事業計画と目標設定に適切に反映するよう進めていく。	見解	—
意見79	192	【大阪の観光資源の強みを活かした集客・周遊事業】 委託業務に対する適切な効果検証と関与（3E、PDCAの視点） 経済戦略局は、大阪府と連携して、「大阪きてな！キャンペーン事業」において、受託事業者に対して本事業の効果検証のために有用な情報収集・集計・分析結果の報告をもとめ、効果検証の結果を、本事業の次年度以降の企画の指示に反映させて事業をコントロールすべきである。	令和6年度の事業実施に当たっては、事業者との間で定期的に協議を行い、ターゲットの設定や効果的な広報の実施時期を検討するにあたり、前年度の効果検証の結果を活用している。今後も、各事業ごとに検証結果を分析しながら次年度以降の企画に適切に反映させるよう進めていく。	見解	—
意見80	195	【大阪の観光資源の強みを活かした集客・周遊事業】 委託事業の適正・効率的な実施（3E、財政規律の視点） 経済戦略局は、大阪府と連携して、大阪来てな！キャンペーン事業では、実行委員会において、仕様書において求めている目標達成に対して最も有効な企画案を提示しプロポーザルにて選定された受託事業者が、実施内容を変更・中止する場合には、当初の企画案で見込まれていた効果を減殺することのないよう、その必要性・相当性について十分な確認・協議を行い、仕様書において求めている事業目的達成のために各企画が質・量ともに適切に実施されるよう指導監督すべきである。 また、経済戦略局は、事業実施主体の一員として、大阪府とともに、委託事業費が適正に有効使用されるよう、仕様書において受託事業者に要請すべき事項をより詳細なものとするとともに、受託事業者の実施内容変更時には、受託事業者の提案を安易に承認するのではなく、あらたな実施内容と見積書により、個別事業費の変更と全体事業費への影響、事業目的のための効果等について十分な確認検討をし、各企画実施後は直ちに報告を求める等により、事業予算が適正に使用されるよう管理監督すべきである。	令和6年度の事業実施に当たっては、大阪府と連携し、当初提案のあった企画案を踏まえ、仕様書において求めている事業目的が達成されるよう、各事業の必要性・妥当性について確認・協議を行った上で、事業計画に反映してきたところである。 また、実施内容変更時には、新たな実施内容と経費の見積り等を徴収するとともに、受託事業者へ十分な説明を求めた上で、個別事業費の変更と全体事業費への影響について十分な確認検討を行い、事業予算が目的達成のために適正に使用されるよう、引き続き管理監督していく。	見解	—

監査結果に関する措置状況報告書

令和 6 年度包括外部監査（経済戦略局の事務事業の執行について～経済戦略、観光、産業振興に関する事業を中心に～）

所 管 所 属：経済戦略局

通 知 日：令和 7 年 7 月 10 日

監査結果 No.	頁数	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
意見81	197	【大阪の観光資源の強みを活かした集客・周遊事業】 適正な契約手続きの実施（合規性、3 E の視点） 経済戦略局は、大阪府と連携して、大阪デスティネーションキャンペーン事業について、実現可能性や有効性・効率性の観点から無理な事業計画とならないよう慎重に検討するとともに、受託事業者をプロポーザル方式によって公募するに際しては、透明性及び競争性の確保のためにも、一ヶ月以上の十分な応募期間を設ける等、大阪府公募型プロポーザル方式ガイドラインに従って適正に実施すべきである。	令和 6 年度の事業実施に当たっては、受託事業者をプロポーザル方式によって公募するに際し、透明性及び競争性の確保のために、1 か月以上の十分な応募期間を設けた。引き続き、大阪府等関係機関と連携しながら計画的な事業実施に取り組むとともに、大阪府公募型プロポーザル方式ガイドラインに従って適正な契約手続を行う。	見解	—
意見82	200	【水と光を活かした東西軸の魅力創出事業】 適正な予算見積りと予算執行（財政規律、3 E の視点） 経済戦略局は、3 E の視点・財政規律の視点から、委託する事業の実施計画に相応する事業費について、事前に精度の高い見積もりをしてその適正性を検証し、できる限り過不足のない予算により適正な予算執行を行うべきである。	予算見積及び予算執行については、事業計画の詳細を反映した事前見積を取得していくなど精度を高めながら引き続き適正な予算執行を行う。	見解	—
意見83	201	【水と光を活かした東西軸の魅力創出事業】 本事業の継続、成果物の有効利用について S D G s の観点・経済効率性の観点からの検討（事業継続性、3 E の視点） 経済戦略局は、大阪・関西万博終了後の本事業の継続や本事業の成果物の活用については、官民の役割分担の在り方を踏まえ、費用対効果の観点から慎重に検討をすべきである。	本事業の継続や成果物の活用等について、利用者アンケートや数値測定等の様々な視点から調査を実施して効果検証を行い、S D G s の観点や費用対効果の観点から今後の方針を検討する。	見解	—